

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について

2017年3月3日

当社は、原子炉等規制法(注1)に基づき、2016年10月21日におこなった原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(注2)の変更認可申請について、2017年3月2日、原子力規制委員会より認可を受けましたので、お知らせします。

今後も保安規定を遵守し、浜岡原子力発電所の適切な運営に努めてまいります。

主な内容

施設の移設に伴う運用の変更

運転員が常駐して対応する施設の制御盤を廃止措置中の1,2号機中央制御室に設置していたため、3号機の運転員1名を1,2号機の中央制御室に常時確保し対応操作をおこなうこととしていましたが、当該制御盤を3号機中央制御室に移設したことに伴い、3号機の運転員1名を1,2号機の中央制御室に常時確保する運用を廃止します。

◆これまでお知らせした内容

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

([2016年10月21日](#)お知らせ済み)

- 注1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- 注2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転およ
び廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原
子力規制委員会の認可を受ける規定です。

以 上